

関係各位	平成 25 年 12 月 9 日
道路橋等の設計，施工，維持管理に当たって参考となる知見について (番号 13BR007)	
以下の事項については，道路橋等に係わる技術基準の適用に当たって参考となるもの と考えられるので，お知らせいたします。	
<p style="text-align: center;">上部構造端部の遊間に関する解釈について</p> <p>道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編（(社)日本道路協会，平成 24 年 3 月）14.4.1 (1)に，免震支承によるエネルギー吸収に期待する橋の場合においては，設計で考慮 する免震効果が確実に得られるように，必要な上部構造端部の遊間を設けなければなら ないと規定されています。一方，その解説に示されるとおり，一般に伸縮装置は， これが損傷すれば橋軸直角方向に対する上部構造の変位を拘束しないため，橋軸直角 方向に対しては遊間を設けることと規定されておりませんが，橋軸直角方向に対しても 免震効果を期待する免震設計を採用する場合には，設計で考慮する免震効果が確実に 得られるように，レベル 2 地震動が作用したときに伸縮装置が上部構造の応答を拘束 することがないことを確認する必要があります。</p>	
関連する参考の番号	—
本参考の提供に伴い 廃止する参考の番号	—
参考 送付先	—
作成者	国土技術政策総合研究所道路構造物管理研究室 <nil-bridged@ml.mlit.go.jp> 土木研究所構造物メンテナンス研究センター <caesar@pwri.go.jp>
*留意事項：ここに記載の事項の適用は，事業毎に発注者の承諾によるべきものです。また，ここに記 載の事項に関する問い合わせは，道路管理者からの技術相談にて対応することを基本といたします。	